

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月16日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

平成27年3月16日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第1号 定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例
- 日程第2 議案第2号 子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例
- 日程第3 議案第3号 松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第4号 松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第5号 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 松茂町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 松茂町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
- 日程第9 議案第9号 松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 松茂町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 松茂町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 松茂町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第14号 松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第15号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第16 議案第16号 松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 松茂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第19号 松茂町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第20号 松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第24号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第25号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第26号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第27号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第28号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第29号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第30号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第31号 平成27年度松茂町一般会計予算
- 日程第32 議案第32号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 平成27年度松茂町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第35号 平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計予算

- 日程第36 議案第36号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計予算
- 日程第37 議案第37号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計予算
- 日程第38 議案第38号 平成27年度松茂町水道特別会計予算
- 日程第39 発議第1号 松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第40 請願第1号 海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める
意見書採択についての請願
- 日程第41 請願第2号 「手話言語法（仮称）」の制定を国に求めることについての
請願
- 日程第42 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第3号の追加1
- 日程第1 発議第3号 海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める
意見書
- 日程第2 発議第4号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

平成27年松茂町議会第1回定例会会議録

第3日目（3月16日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第1回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。ここ数日はうっとうしい天気が続いておりますけども、梅の花も咲いて桜のつぼみも膨らんできたということで、ようやく春らしい感じになってきております。

また、先日は、スマートインターが開通して、空港線の西延伸が開通して、私も二度ほどそこら辺を通ったんですが、車も、非常にとというか、思ったより多く通っているようなことでございます。今後に期待したいと思います。

さて、本日は第1回定例会の最終日でございます。最後まで慎重審議をお願いいたします。冒頭のあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第1、議案第1号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例」から、日程第38、議案第38号「平成27年度松茂町水道特別会計予算」までを一括議題といたします。

それでは、付託いたしました議案について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

原田総務常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】　それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第5号から議案第12号、及び議案第24号（所管分）の議案10件でございました。

去る3月10日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第1号、定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例については、議案書の4ページから7ページと議案参考資料2ページをご覧ください。

この条例の制定は、国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当法施行令の改正に伴い、早期退職者の募集及び認定制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われました。これに準じ、徳島県市町村総合事務組合において早期退職募集制度を導入し勸奨退職制度を廃止することとなりましたので、本町においても、新たに条例で定めるものです。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「早期退職者を募集する人数とか、いつ決めるのでしょうか」という質疑があり、「年度の上半期に、今後の行政運営について支障が起きないことを勘案の上、募集の年齢、職位、人数、退職すべき期日等を決定して職員に周知いたします」という答弁がありました。

続いて、「早期退職に応募すれば全て認定されるのでしょうか」という質疑があり、「行政の運営において支障がある場合は認定をしない場合がございます」という答弁がありました。

次に、議案第5号、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例については、議案書の28ページと議案参考資料4ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、国土利用計画法の改正により、市町村が議会の議決を経て国土利用計画を定める法的義務づけが廃止されましたが、国土利用計画の重要性にかんがみ、従前と同様に国土利用計画を議会の議決すべき事件を定める条例に追加するため、条例改正を行うものです。

次に、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第9号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。議案書の29ページから33ページと、議案参考資料4ページから5ページの

新旧対照表をご覧ください。

以上、4議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くこととなり、新教育長を特別職とするため条例の改正及び廃止を行うものであります。なお、現教育長の任期中は、改正前の条例の規定を適用するものであります。また、議案第9号、松茂町各種委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、新教育長に関する改正にあわせて松茂町防災会議委員を追加するものです。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「このたびの改正により、教育委員会の委員数に変更はあるのでしょうか」という質疑があり、「委員数の変更はありません」という答弁がありました。

続いて、「このたびの改正の目的はどういうことですか」という質疑があり、「教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長とすることで、責任の所在を明確にするとともに、教育委員会の迅速性、機動性が高まることが期待できるものです」という答弁がありました。

次に、議案第10号、松茂町課設置条例の一部を改正する条例と、議案第11号、松茂町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例については、関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。議案書の34ページから36ページと、議案参考資料6ページから7ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、2件につきましては、本町の行政改革により、事務事業を見直し、総務課と企画財政課をあわせて総務課に、国民健康保険税の賦課徴収業務を税務課に統合するなど、課の編成及び事務の分掌の一部を見直したことに伴い条例の改正を行うものです。

次に、議案第12号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の37ページから46ページと議案参考資料8ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正は、平成26年度人事院勧告に従い、地域間給与のさらなる反映という観点からの給料表の水準の引き下げ、及び平日の深夜や早朝（午前零時から5時までの間）における管理職員特別勤務手当支給等について条例の改正を行うものです。

次に、議案第24号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）につきましては、事務事業の確定、見込みによる補正、及び国の交付金関連事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分の事業について繰越明許費を計上しています。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告は終わりますが、議員

各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　　ただいま原田総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました、議案第1号、議案第5号から議案第12号、及び議案第24号（所管分）、以上議案10件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　　次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】　　それでは、議長の許可をいただきましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第19号から議案第21号まで、議案第23号から議案第24号（所管分）まで、議案第28号から議案第30号まで、議案第35号から議案第38号までの議案12件でございました。

去る3月10日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、議案第19号、松茂町手数料条例の一部を改正する条例については、議案書の56ページと議案参考資料16ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例の改正については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称変更に伴い条例の改正を行うものであります。

次に、議案第20号、松茂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、議案書の57ページと議案参考資料17ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い条例の改正を行うものです。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「現在、町営住宅に中国残留邦人は入居していますか」という質疑があり、「現在、入居はありません」という答弁がありました。

次に、議案第21号、松茂町公共下水道条例の一部を改正する条例については、議案書58ページと議案参考資料17ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、排水設備工事を行う際に必要な責任技術者の登録先である法人名の変更に伴い、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第23号、町道路線の認定については、議案書61ページと参考資料20ページから22ページをご覧ください。

このたびの町道路線の認定については、開発行為に伴う道路を新たに4路線認定するものです。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「新たに町道路線として認定する道路が行き止まりとなっていますが、どのような考え方でしょうか。」という質疑があり、「道路管理者として将来の道路利用を考慮の上、隣接地の土地が開発されるときに道路が接続できるように道路の位置や形状などについて指導しています」という答弁がありました。

次に、議案第24号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）については、事務事業の確定、見込みによる補正、及び国の補正に対応した地域住民生活等緊急支援のための交付金関連事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分について繰越明許費を計上しています。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「地方創生先行型事業は特産品開発事業を実施するようだが、どのようなことをするのでしょうか」という質疑があり、「砂地畑に栽培の適した新たな特産品を研究するために、国庫補助金を活用して取り組みます」という答弁がありました。

続いて、「徳島県が実施するプレミアム商品券と町商工会が実施する地域通貨の注意点はありますか」という質疑があり、「県の商品券は1人5セット5万円分まで、町商工会は1人10セット15万円分までの購入の制限があります。合計で15万円分ということです。この商品券等でビール券や図書券などの商品券の購入に使用ができなかったり、県と町商工会で商品券等の使用期間などが違います」という答弁がありました。

次に、議案第28号、平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、事務事業の確定、見込みによる補正を計上しています。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「長岸、中喜来、北川向集落排水の受益区域内で加入していない戸数は」という質疑があり、「全対象戸数が537戸ですので、そこから加入戸数428戸を差し引いた109戸ということです」という答弁がありました。

続いて、「加入していない109戸に対し加入促進をしていますか」という質疑があり、「未加入者には加入についてお願いしています」という答弁がありました。

次に、議案第29号、平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第4号）については、事務事業の確定、見込みによる補正を計上しています。

次に、議案第30号、平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第3号）については、事務事業の確定、見込みによる補正、及び継続費の年割額の補正を計上しています。

次に、議案第35号、平成27年度松茂町長原渡船運行特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,192万1千円と定めるものです。

次に、議案第36号、平成27年度松茂町農業集落排水特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億56万2千円と定めるものです。これは、前年度当初予算と比較して3.7%の減となっております。

この件に関しては、次のような質疑がございました。

「下水道料金システム改修予算に関連して、下水道料金が平成28年4月から従量制に変わると下水道収入の見込みはどうなるのでしょうか」という質疑があり、「現行は平成21年度に公共下水道の供用開始されたときに農業集落排水には接続の助成制度がなかったので、7年間の猶予期間を定めて使用料を据え置いていましたが、平成28年4月から公共下水道と同じ使用数量により、1㎡154円の従量制に移行するもので、負担はふえると思います」という答弁がありました。

次に、議案第37号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,663万3千円と定めるものです。これは、前年度当初予算と比較し7.0%の減となっています。

事業箇所につきましては、議案参考資料の37ページをご覧ください。昨年度に引き続き、豊久地区において、施工延長約1km、新たに笹木野地区において約160mの管渠整備を計画しています。

最後に、議案第36号、平成27年度松茂町水道特別会計予算については、公営企業の独立採算の趣旨に沿い運営ができるよう編成をしています。

主な事業については、議案参考資料の38ページから39ページをご覧ください。老朽化した浄水設備の更新工事を昨年に引き続き実施いたします。また、石綿セメント管を含む老朽管更新事業及び公共下水道事業に伴う配水管布設替工事を計画しています。

以上で、当委員会に付託されました案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いをいたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいま一森敬司産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第19号から議案第21号、議案第23号から議案第24号（所管分）、議案第28号から議案第30号、議案第35号から議案第38号まで、以上議案12件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤富男教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】　それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成27年第1回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号から議案第4号まで、議案第13号から議案第18号まで、議案第22号、議案第24号（所管分）から議案第27号まで、議案第32号から議案第34号までの議案17件でございました。

去る3月9日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第2号、子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例については、議案書8ページをご覧ください。

この条例は、平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度の適正な運用を図るため、子ども・子育て支援法第87条の規定に基づき、過料を科することに関し新たに条例で定めるものです。

次に、議案第3号、松茂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、議案書の9ページから25ページと議案参考資料3ページをご覧ください。

この条例は、介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている基準が町条例に委任されるため、指定介護予防支援の事業の人員、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準等について制定するものです。

次に、議案第4号、松茂町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例については、議案書26ページから27ページと議案参考資料3ページをご覧ください。

この条例は、介護保険法の改正により、厚生労働省令で定められている基準が町条例に委任されたため、地域包括センターの職員等に関する基準について制定するものです。

次に、議案第13号、松茂町保育所条例の一部を改正する条例については、議案書47ページと議案参考資料9ページの新旧対照表をご覧ください。

この条例改正については、子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて、公立保育所における保育料の規定や保育所入所の手続などの変更に伴い条例の改正を行うものです。

次に、議案第14号、松茂町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、議案書48ページから49ページと議案参考資料10ページから12ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称変更に伴い条例の関係箇所の改正、及び語句の改正を行うものです。

次に、議案第15号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、議案書50ページから51ページと議案参考資料13ページから14ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正においては、介護保険料の算定について、第1号被保険者の介護保険料基準額を現行から200円引き上げ、月額5,400円とし、所得水準に応じて、現行の

階層区分を6段階から9段階に見直すとともに、低所得者の保険料基準額を軽減するため、条例の改正を行うものです。

次に、議案第16号、松茂町地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する事項を定める条例の一部を改正する条例から、議案第18号、松茂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上3議案につきましては関連性がありますので、一括議題として審議いたしました。議案書52ページから55ページまでと議案参考資料14ページから16ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、介護保険法の改正により、現在、厚生労働省令で定められている事業者等の指定に関する事項や、運営に関する基準等が町条例等に委任されたため、それぞれの条例におきまして必要な事項を規定するため条例の改正を行うものです。

次に、議案第22号、松茂町幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、議案書59ページと議案参考資料18ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正については、子ども・子育て支援法で定められた基準を踏まえて、公立幼稚園保育料等の規定を定めるため、条例の改正を行うものです。

この件に関しまして、次のような質疑がありました。

「預かり保育料の月額と日額の適用はどのようにするのでしょうか」という質疑があり、「預かり保育料の適用は、月単位で申し込んだ場合は月額を適用し、日単位で申し込んだ場合は日額を適用します」という答弁がありました。

次に、議案第24号、平成26年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）につきましては、事業事務の確定、見込みによる補正及び国の補正予算に対応した地方創生先行型事業を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施する所管分について繰越明許費を計上しています。

次に、議案第25号、平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第26号、平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第27号、平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の3議案の補正につきましては、事務事務の確定、見込みによる補正を計上しています。

次に、議案第32号、平成27年度松茂町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,016万円と定めるもので、前年度当初予算と

比較して19.1%の増となっております。これは、保険給付費の伸びによる約5千万円の増額見込みと、共同事業の拡大による2億6,500万円の増額が主な理由です。

次に、議案第33号、平成27年度松茂町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,045万4千円と定めるもので、前年度当初予算と比較して2.0%の増となっております。

次に、議案第34号、平成27年度松茂町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,401万2千円と定めるもので、前年度当初予算と比較して7.6%の減となっております。

以上で当委員会に付託されました案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長【藤枝善則君】　　ただいま佐藤富男教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第2号から議案第4号まで、議案第13号から議案第18号まで、議案第22号、議案第24号（所管分）から議案第27号まで、議案第32号から議案第34号まで、以上議案17件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　　以上で各常任委員長の報告は全て終了いたしました。

なお、予算特別委員会に付託いたしました議案第31号、平成27年度一般会計予算については、原案可決であります。議員全員により審議いたしましたので、質疑及び審査報告の委員長報告を省略いたします。

○議長【藤枝善則君】　　これから討論に入ります。

議案第1号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例」から、議案第38号「平成27年度松茂町水道特別会計予算」までの議案38件を一括して討論

に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから採決いたします。

議案第1号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例」から、議案第38号「平成27年度松茂町水道特別会計予算」までを一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】　ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、議案第1号「定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例」から、議案第38号「平成27年度松茂町水道特別会計予算」までの議案38件は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】　続きまして、日程第39、発議第1号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

この発議については、3月3日開会日に議会運営委員会副委員長ほか4名の賛成者から発議として提出していただき、一森敬司議会運営副委員長から説明をいただいておりますので、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　これから討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決いたします。

なお、採決は起立採決といたします。

発議第1号「松茂町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、可決することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございました。全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第40、請願第1号「海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願」を議題といたします。

この請願につきましては、3月3日の開会日に紹介議員であります原田議員から説明をいただいておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

請願第1号「海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書採択についての請願」について、採択することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。全員起立でございます。
よって、本案は採択されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第41、請願第2号「手話言語法（仮称）」の制定を国に求めることについての請願」を議題といたします。

この請願につきましては、3月3日の開会日に紹介議員であります佐藤富男議員から説明をいただいておりますので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから採決に入ります。

請願第2号「手話言語法（仮称）」の制定を国に求めることについての請願」について、採択することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長【藤枝善則君】 ありがとうございます。全員起立でございます。

よって、本案は採択されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第42、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。お手元にお配りしてありますが、総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営副委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午後 2 時 1 0 分小休

午後 2 時 1 1 分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、発議が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

議事日程第 3 号の追加 1 は、お手元に印刷配付のとおりです。

○議長【藤枝善則君】 日程第 1、発議第 3 号「海洋環境整備事業の充実と「緊急確保航路」の指定を求める意見書」を議題といたします。

先ほどの賛成により採択されました意見書として関係大臣等に提出したいと思います。議会として皆さんのご決議をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

発議第 3 号を議会決議として提出させていただきます。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第 2、発議第 4 号「「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書」を議題といたします。

先ほど採択されました意見書として関係大臣等に提出したいと思います。議会として皆さんのご決議をお願いしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

発議第4号を議会決議として提出させていただきます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、平成27年松茂町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

以上で平成27年松茂町議会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 佐 藤 道 昭

署名議員 原 田 幹 夫